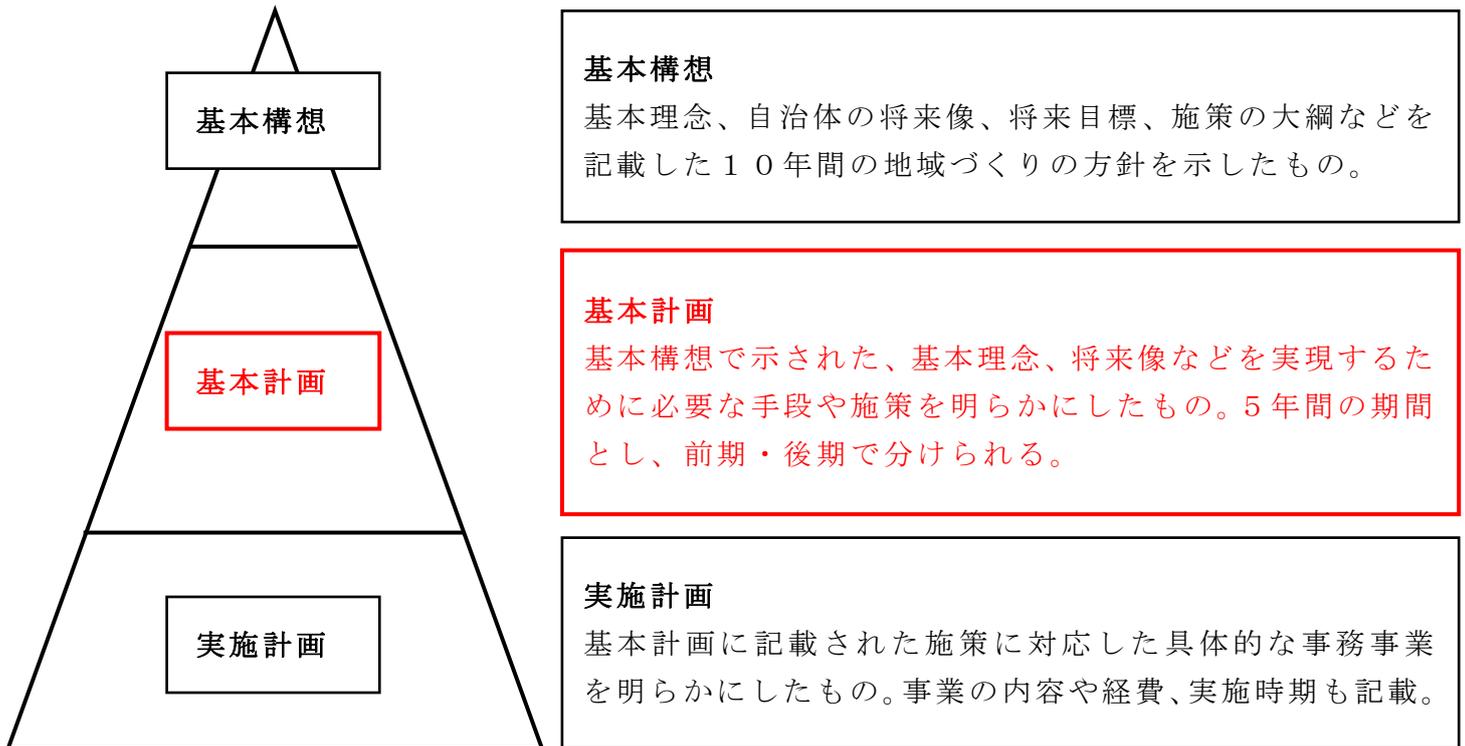


第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定指針

1 構成

10年間の地域づくりの方針を示す「基本構想」を受けて、5年の計画を示す「基本計画」、3年間の具体的施策を示す「実施計画」の3つを合わせて総合振興計画とします。



基本構想【 10年間 】 目標年次：令和12年度（2030年度）									
前期基本計画【 5年間 】					後期基本計画【 5年間 】				
実施計画【 計画期間3年間（毎年度見直し） 】									
R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度

2 計画策定の体制

(1) 総合振興計画審議会

吉見町総合振興計画審議会条例に基づき設置する附属機関で、町長の諮問に応じ、必要な調査・審議を行い、答申をいただきます。

(2) 町民参画

町民の意見を幅広く聴取するため住民参加の手法を取り入れます。

- ・ 審議会委員参画
- ・ 地域別町民懇談会・・・町民の声を直接聞く懇談会の開催
- ・ 町民意識調査 **(業務委託外)**・・・町民1,000人アンケート
事業所アンケート
中学生アンケート
- ・ パブリックコメント・・・計画(案)を公表し、町民へ広く意見を求めます。

(3) 庁内体制

全庁的な策定体制を構築します。

① 庁議(課長会議)

計画案作成の最高機関として、計画に係る施策・事業を検討します。

② プロジェクト・チーム

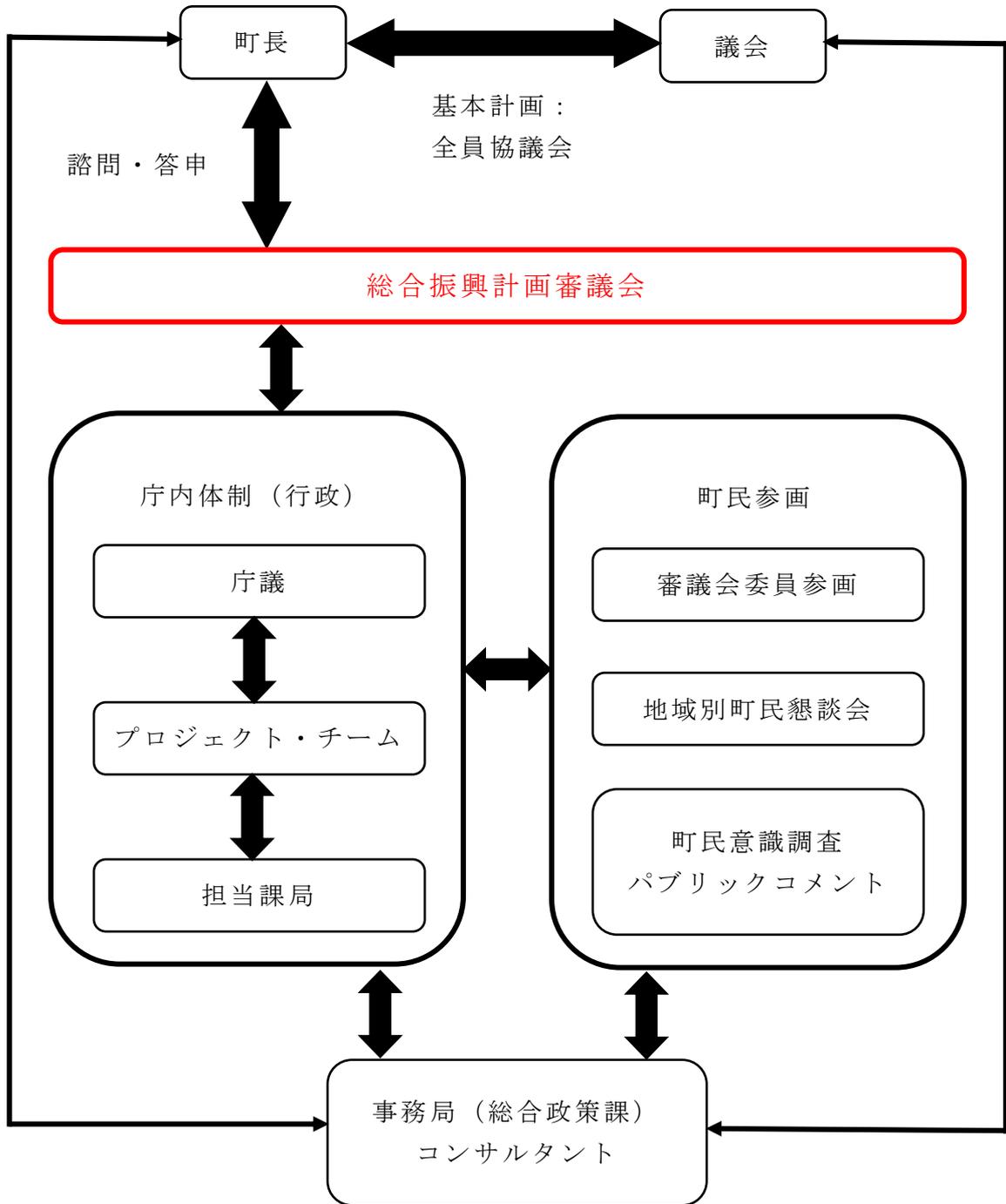
現状と課題の整理及び分析、計画草案の作成等を担当します。

③ 職員参画

総合振興計画は全ての仕事の根本であり、計画策定に職員が一丸となって取り組みます。

- ・ 全課局を対象に政策協議(各課ヒアリング)を実施
- ・ 職員アンケート調査の実施

【参考】 計画策定体制イメージ



3 基本方針

(1) 施策の展開

後期基本計画は、基本構想で定められた10年間の計画の後半を担うものであるため、前期基本計画で設定された施策を更に進め、目的を達成することを基本とします（施策体系の継続）。

(2) 基本的視点

策定に当たっては、行政主体の計画から協働の計画とするため、町民生活の視点（切り口）に立ち、吉見町人口ビジョンに基づき、人口減少社会を前提とした「協働型総合振興計画」とし、地域のすべての主体が一定の役割と責任をもった人口減少に応じた地域の強みや特性を活かしたわかりやすく活用される計画を策定することを目指します。

ア わかりやすく親しみのもてる計画

町民・行政など様々な主体が協働のまちづくりを進めていくため、町民生活の視点に立った、わかりやすい内容や表現に努め、誰にもわかりやすい計画

イ 地域の強みや特性を活かした将来につながる計画

今まで地域で培われた町の資源を最大限に活用し、吉見町らしさを発揮するとともに、将来につなげることができる計画

ウ 時代の変化に柔軟に対応できる計画

時代の潮流や吉見町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズ等を機会として捉え、規律を持って時代の変化に柔軟に対応できる計画

エ 効率的な行政運営を目指した、職員の改革意識を醸成する計画

限られた町の運営資源を効果的・効率的に配分し、必要とされる行政サービスを的確に行っていくため、職員がまちづくりの方向性を把握した上で、改革意識をもって業務に取り組んでいくことができるような計画

オ 国・県の計画等との整合を図り、町の計画等の最上位に位置する計画

国・県の各計画と整合を図るとともに、町の計画等の最上位計画として町が策定する各種計画等の方向性を示す役割としての計画

(3) 策定の手順

総合振興計画は、町民の皆さまとともに、町職員が実践していくものであるため、計画書のレイアウトや印刷製本など専門的な技術を要するものを除き、町職員で組織されたプロジェクト・チームを中心に全職員が計画づくりに参加し、自らの手で後期基本計画の草案を作成します。

審議会は、町長からの諮問に対して答申をいただきますが、答申書作成の参

考とするため計画案作成段階から策定状況について報告を受けていただき、計画づくりの過程についても見ていただいた上で、審議し、答申をお願いしたいと考えております。

4 第六次吉見町総合振興計画後期基本計画策定スケジュール（現時点）

令和7年	1月 上旬 2月 下旬	一般公募委員募集（広報・ホームページにて）	
	3月 下旬	第1回審議会 委員委嘱・策定の基本方針・所掌事務・スケジュール	
	6月 下旬	広報7月号町民懇談会告知 行政区ごと回覧依頼	
	7月 上旬	業務委託開始	
	7月 下旬	第2回審議会 町民懇談会参加（委員：分担して出席） 東公民館、南公民館、西公民館、北公民館、町民会館	
	8月 下旬	第3回審議会 懇談会のまとめ	
	12月 下旬	第4回審議会 後期基本計画（案）について（諮問）	
令和8年	上旬	パブリックコメント（意見募集） 約1か月間	
	1月 下旬	第5回審議会 パブリックコメントについて（中間報告） 答申書付記事項について	
	2月	上旬	第6回審議会 パブリックコメントについて（最終報告） 答申書について
		中旬	後期基本計画（答申） 会長⇒町長 後期基本計画印刷発注
	3月	3月議会（全員協議会報告） 公表	